

# 令和4年第9回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年9月5日（月）午後2時 玉名市民会館 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子	9番	岡村 栄一
10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔
14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	18番	田上 靖晃		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

5番	坂本 正敏	16番	高島 尚	17番	中山 一久	19番	丸山 和則
----	-------	-----	------	-----	-------	-----	-------

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一	推14	東 直幸
推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推9	平野 雅久	推12	高本 昌揮	推15	大家 泉
----	-------	-----	-------	-----	------

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長	宮本真由美	係長	園木 俊範
主任	大原 三和	主任	柴尾いくみ

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第43号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第44号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第45号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第46号 農用地利用集積計画の決定について  
第47号 空き家に付随する農地の指定について

## 報 告

第24号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第25号 農地の形状変更届出について  
第26号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局次長（宮本真由美君） それでは皆様こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。

事務局の宮本です。本日、局長は別件の会議が入っておりますので、私、宮本が事務局分の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、農業委員19人のうち今日は4名の委員から欠席の届出をいただいております。農地利用最適化推進委員19人のうち2人の委員から欠席の届出がっております。あと2人の推進委員がまだ御在席ではございませんが、現在、農業委員15人の出席となりまして、定数19人の過半数に達しますので、玉名市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして会議が成立することを申し上げます。

それでは、ただいまから、令和4年第9回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局次長（宮本真由美君） まず下川会長より御挨拶をいただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、改めましてこんにちは。農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。台風11号が近づいております。今回は九州のほうに接近するという予報が出ています。あんまり被害がなければいいかなあと願っています。皆様も明るいうちに準備等ありますので対策をしていただければなと思います。

それから、先月は県のほうで農地利用最適化推進大会が熊本市でありました。それからコロナのほうも多少は減少して落ち着いているかなあとと思いますので、今月の総会は農業委員、推進委員全体でやろうということで招集をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、先ほど申しましたように熊本県の農地利用推進大会が、3年ぶりになりましたが、農業委員、推進委員御参加いただきましてありがとうございました。本当にお疲れさまでした。その大会ですけれども、今年の5月に人・農地関係の法案というんですか、それが一部改正されましたので、そういうこともあってコロナ禍ではありますけれども、そういう大会が開催されたのかなあと考えています。本当にコロナ禍の中で農業委員会の活動の役割というのが、皆さん大会の中で言われてました。目標値とか地域計画、人・農地プランの実質化、いわゆる農地の最適化をしようじゃないかということ、そういう意味で非常にこう頑張っていただけれ

ば、そういうことかなあと、それには農業委員会、農業委員、推進委員、なおいつ  
その努力をお願いしたいというような意味合いの大会でもあるのかなあとと思いま  
す。そういう旨の大会決議というのを採択されましたので、今後ともよろしくお願  
いしたいと思います。

あとそういう意味合いもありまして、玉名地区のほうでも人・農地プランの実質  
化という話し合い活動の案も今、コロナでちょっと延期がされております。これか  
らまたそういう話し合い活動も再開するのならなあと思しますので、それは皆さん方  
御協力のほうよろしくお願いをしたいと思います。

それともう一つ、8月は暑い中、本当に農地の利用状況について調査を皆さんし  
ていただきました。暑い中本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。今後  
ともよろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたしまして議案のほうを進めたい  
と思います。よろしくお願います。

-----○-----

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事のほうに入りたいと思います。

本日は、第43号から47号までの46件の議案審議となります。それから第2  
4号から26号までの11件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議、どうぞ  
よろしくお願ひ申し上げます。

本日の議事録署名は、委員番号12番の西本賢二郎委員と13番の中島浩輔委員  
をお願いいたします。

なお、発言の際は委員番号及び氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお  
願ひ申し上げます。

-----○-----

### 4. 議 事

○議長（下川 安君） はじめに、議第43号農地法第3条の規定による許可申請につ  
いてを議題といたします。申請件数は6件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。議案の1ページをお願いいたしま  
す。

議第43号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可  
申請について許可するものとする。令和4年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、  
下川 安。

1番、玉名郡長洲町と中の申請人で、大倉の畑1,082㎡を労力不足の譲渡人

から食育教育を実施する譲受人へ贈与するものです。これについては参考資料がありますので、お手元の農地法施行令という黄色いマーカー付きの3枚綴りの資料を御覧ください。

この案件は、農地の権利移動の不許可の例外として、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定によりまして、教育事業または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるもの、同じく、農地法施行規則、この資料の3枚目になりますけれども、第16条で規定する学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の営利を目的としない法人がその権利を利用取得しようとする農地等を当該目的に係る農地の運営に必要な施設の用に供する場合というところに該当いたします。

今回の譲受人である法人は、農地を取得できる農地所有適格法人ではなく学校法人ですが、目的が食育教育実習のために必要な農地の取得ということで、取得後は農地の耕作が認められます。

また、農地の所有権の取得にあたっては、農地法第3条の許可を得る必要がありますが、本ケースでは許可要件であります全部効率利用要件は適用されますが、農作業常時従事要件、下限面積要件等につきましては適用除外となります。

2番、岱明町鍋と秋丸の申請人で、岱明町鍋の畑189㎡外1筆の計341㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

3番、岱明町上の申請人で、岱明町上の田1,735㎡外3筆の計3,857㎡を経営基盤安定化のため譲渡人が代表を務める譲受人の農地所有適格法人へ売買するものです。

議案の2ページをお願いします。

4番、岱明町上の申請人で、岱明町上の畑996㎡外2筆の計1,688㎡を経営基盤安定化のため譲渡人が役員を務める譲受人の農地所有適格法人へ売買するものです。

5番、横島町横島の申請人で、横島町横島の畑464㎡を規模縮小と規模拡大のため売買するものです。

6番、青野と天水町小天の申請人で、青野の畑528㎡を労力不足と規模拡大のため親戚へ贈与するものです。

以上6件、合計7,960㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、1番については、農地法施行令第2条第1項第1号が申請する学校法人が教育・食育実習に必要な施設の用に供する農地として権利を取得する場合に該当するものと判断し、また、2番から6番までは、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係においても問題がないと見受

けられること、下限面積要件を満たしていることから、許可要件の全てを満たすものと判断し、御提案します。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

申し遅れましたけれども、議案の採決につきましては、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いしたいと思います。お願いします。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

それから、連続して説明される場合は続けて説明のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、1番をお願いします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。1番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足のため、申請地に隣接する農地を所有する学校法人へ贈与し、花や野菜等の栽培、収穫体験を園児が行うそうです。現在、みかんがなっており、みかんの収穫体験などをされる予定だそうです。下限面積は満たされておきませんが、先ほどの農地法施行令により許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。2番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、下限面積もクリアしています。許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番、4番は同じ委員ですのでよろしくお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番、嶋田です。議案3番と4番について御説明いたします。

申請地は岱明町上にて酪農業を営む牧場の北側田1,735㎡と南側畑3,810㎡、合計7筆で5,545㎡となります。当農地は申請法人である牧場の役員2名が所有するところであり、定期的に管理、除草されている農地ですが、現在は耕作されていません。所有権移転後は乳牛飼育のための牧草を耕作予定です。今回経営基盤安定化を目的として、役員個人から法人へ売買するものです。万が一周辺農地に影響があった場合は、継承者が責任を持って対応するとのこと。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推14番（東 直幸君） 推進委員14番、東です。5番の件ですけれども、下限面積を満たしておりますので、許可相当だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いします。

○推6番（縄田伊知郎君） 6番の案件について説明いたします。推進委員6番、縄田です。

譲渡人は労力不足のため、当町で農業をしている親戚の譲受人へ贈与するものです。所有者の持分4分の3のみの申請となっておりますが、残りの4分の1は後日申請予定とのことです。下限面積も満たされており、許可相当だと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま3条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第43号農地法第3条の規定による許可申請6件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第43号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第44号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。議案の3ページをお願いいたします。

議第44号農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件は岩崎の畑174㎡で、転用目的は貸住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

以上1件、174㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目に適合するか審査をした結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案いたします。

9月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っておりますので、御審議をよろし

くお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の御説明をお願いいたします。

1 番をお願いします。

○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。1 番の案件について御説明いたします。

場所は私立高校北側 4 0 0 m ぐらいのところですか。事業目的は貸住宅 1 棟、事業面積は 1 7 4 m<sup>2</sup>、床面積 7 7 . 0 1 m<sup>2</sup>です。木造平屋と駐車スペース 2 台分です。給排水計画は、給水は公共水道施設を利用、生活雑排水は西側道路の公共下水道に排出、雨水については敷地内に雨水桝を設置し、道路側溝に流します。万が一被害が発生した場合には責任を持って対応します。

現地調査の結果、許可相当と判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

4 条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、この件につきまして皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第 4 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第 4 4 号につきましては、許可をすることに決定いたしました。

次に、議第 4 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は 1 0 件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。議案の 4 ページをお願いいたします。

議第 4 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和 4 年 9 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1 番、申請物件は、使用貸借による立願寺の畑 7 0 9 m<sup>2</sup>のうち 5 6 9 m<sup>2</sup>外 2 筆の計 2, 1 1 2 m<sup>2</sup>で、転用目的は選挙事務所及び駐車場、7 カ月間の一時転用です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第 3 種農地と判断しております。

2番、申請物件は岩崎の畑74㎡で、転用目的は譲受人が所有する農地までの進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件は親子間での使用貸借による河崎の畑52㎡外1筆の計183㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件は山田の畑462㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件は中尾の田343㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件は親子間での使用貸借による伊倉北方の畑336㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、集落に接続して設置される個人宅のため許可の例外にあると判断しております。報告第24号5番と関連があります。

7番、申請物件は親子間での使用貸借による大倉の畑38㎡外1筆の計402㎡で、転用目的は共同住宅1棟の10戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6ページをお願いいたします。

8番、申請物件は岱明町鍋の畑255㎡外1筆の計258.23㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件は岱明町鍋の田603㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設された幅員4m以上の沿道にあり、かつ、おおむね500m以内に2施設以上の教育または医療機関がある農地で、第3種農地と判断しております。また、この農地は表記上は603㎡ですが、法面としなければならない部分がありまして、有効面積が547.86㎡となっています。

10番、申請物件は天水町小天の畑488㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、バスターミナル、市役所等がある農地で、第3種農地と判断しております。

以上10件、合計5,261.23㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準

全ての項目に適合するか審査した結果、いずれも不都合がないものと判断し、御提案いたします。9月1日または2日に地元委員同道の上、現地調査も行ってまいります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いします。それと連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番、2番は同じ委員ですのでよろしくお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番、2番、3番と続けて説明いたします。

まず1番の案件について、場所は神社の北東に500mぐらい、転用目的は選挙事務所と駐車場です。転用面積は3筆で2,112㎡、令和5年4月に実施される熊本県議会議員選挙のための事務所及び支援者のための駐車場。事務所は軽量鉄骨造、事務所及び駐車場、延べ床面積53.28㎡、工事及び転用期間は、令和4年9月20日から令和5年4月30日までの7カ月間の一時的な農地転用です。給水は上下水道を利用、し尿は仮設トイレ2基を設置する。雨水であるが、集水桝を設置し、地下浸透により排出する。申請地は平地にあり、雑草を抜き整地を行いバラスを敷く、現地調査の結果、許可相当と判断します。審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、2番の案件について説明いたします。

場所はホテルの南東150m付近、事業目的は進入路、土地の転用理由は、自分で所有している畑に進入路はなく、隣接する土地の所有者に相談したら、売買取得することに同意を得たので、進入路を造ることにした。転用面積は74㎡、給排水計画は進入路のためありません。雨水は自然浸透、高さがあるので隣接する農地にあわせて土を削り進入路を造る。被害防除計画、特に被害や迷惑を及ぼすことはないが、万が一被害が発生した場合には責任を持って対応する。

現地調査の結果、許可相当と判断します。

次に、3番目の案件について御説明いたします。

場所は玉名平野土地改良区の北側50m、転用目的は個人住宅、土地の選定理由は、申請地使用借人の父母の住宅に隣接していることから、住居を構えるのに適している。事業目的及び必要性、使用借人は現在熊本市内のアパートを借りて居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたので住宅を建設することにした。事業面積は83㎡、転用面積は183㎡、木造2階建。1階64.59㎡、2階52.62㎡、給水は玉名市の上下水道を利用、生活雑排水は玉名市の下水道を利用、雨水は南側道路の側溝に流す。被害防除は南側のところが浸水することもあるので、

境界にブロックを一段設置し、30cmぐらい盛土する。

現地調査の結果、問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番、5番も同じ委員ですのでよろしく申し上げます。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。4番、5番の案件について説明します。

申請地は市営団地そばにあります。転用面積は462㎡、木造平屋建ての個人住宅です。給排水計画、玉名市上水道、汚水、生活雑排水は下水道を利用、雨水、東側道路近くに雨水浸透柵を設置、造成工事を行い盛土をする計画であります。東側はコンクリート、土砂の流出等のないよう十分注意する。周辺農地の農作物に被害を及ぼさないよう十分配慮する。周辺農地に被害を与えたときは、譲受人が責任を持って解決するとのことでした。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

5番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校そばにあります。転用面積は343㎡、個人住宅平屋です。給水は上水道を利用、雨水、敷地に浸透柵を敷地内に設置し、片側溝に流す。生活雑排水、汚水は公共下水道に流す。農地との境にはブロックを設置、周辺農地等に被害が生じた場合、申請者が責任を持って解決するそうです。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いします。

○推5番（安田謙二君） 推進委員5番、安田です。6番の案件について御説明します。

これは親子間の使用貸借になります。個人住宅としての転用になります。転用面積は336㎡です。住宅が97㎡、約29坪でございます。給排水計画につきまして、雨水については合併浄化槽により側溝へ、それから雨水は集水柵を造り側溝へ、それから給水につきましては、前に水道がきております。現地を確認しましたところ、西側に住宅があり、ブロックで境をしてあります。北側と西側はブロックを2段積んであり、問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。7番の案件について説明します。

申請地は旧国道208号線沿いにあり、自動車販売店より西へ200mほどの位置にあり、大倉西原の中です。計画概要としましては、事業面積1010.6㎡、

転用面積402㎡、共同住宅1棟10世帯、木造2階建て、建築面積295.38㎡、給水方法は給水導管より引き込み、雨水は集水し浸透枮にて浸透処理、生活雑排水、雨水は合併浄化槽にて浄化処理後、南側県道側溝に放流します。土砂の流出、堆積、崩壊等が発生するような工事は行わない。また、近隣農地への影響もないと思われま。万が一問題が発生した場合、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

また現地調査したところ、亡くなられたお父様の代に農地の一部が通路として砂利が敷いてありました。農業委員みんなで指導しましたところ、砂利を取り除き現状に戻されました。このように誠意を見せていただいたことを踏まえ、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番、9番は同じ委員です。よろしく申し上げます。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。8番の案件について説明します。

転用の目的は個人住宅です。地番は岱明町鍋長田です。土地の選定理由としまして、譲渡人の母である敷地内で家を建てて、老後の両親の面倒をみるということから選定したということでした。建物面積は109.30㎡です。転用面積258.23㎡です。給排水計画は、給水については公共上水道を利用するとのこと。雨水、生活雑排水、汚水については、雨水については浸透枮を設けて浸透させる。生活雑排水と汚水については、公共下水道に接続して東側道路側溝へ流すということ。近隣農地に被害が起きた場合は、転用者が責任を持って対応するとのこと。現地調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。よろしく申し上げます。

次に、9番の案件について説明します。

転用の目的は個人住宅です。土地の選定理由としまして、公共下水道の整備されているところで、子どもも岱明町に住んでおられますので、自分の家を建てる計画をされたそうです。北側は市道に面しておりますので、法面にして転落等の危険のないように土地利用計画を行いましたということ。転用有効面積547.86㎡。建物面積114.2㎡、駐車場3台分37.50㎡、その他398.16㎡、合わせて547.86㎡で給水は、玉名市上水道を利用、雨水、生活雑排水、汚水それぞれの処理法としては、雨水は集水枮により集水し南側側溝へ流されます。生活雑排水、汚水は、市の公共下水道に接続して放流されます。被害防除計画は、隣接地に被害がないよう整地を行い、北側にブロックを設置し、隣接地に土砂等の流出のないように施工するという。完成後の被害防除方策としては、水路側は空洞ブロック設置を行い、被害防除計画において損害が生じた場合は、申請人の責任において解決するという。現地調査の結果、何も問題なく許可相当と

思います。以上で説明を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員番号18番、後藤です。10番の案件について説明します。

申請地は歩いて10分以内に小学校、中学校、図書館などの公共施設があり、交通の便のよいところです。申請人は現在、祖父宅で同居しておりますが、子どもの成長に伴い手狭になるということで、この場所を選びました。転用面積は488㎡で、2階建ての住宅を建設する計画です。給排水は、ボーリングによる井戸水で、雨水は東側の側溝に流します。生活排水、汚水についても合併浄化槽による処理後、東側の側溝に流します。被害防除計画について、敷地周辺に・・・で・・・ブロックを設けます。また、周りの農地にも特に影響はないと思いますが、必要に応じて対策を講じます。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま5条の申請について委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第45号農地法第5条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第45号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第46号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は27件です。事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。議案の7ページをお願いいたします。

議第46号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

農用地利用集積計画の案が8ページから9ページの総括表、それから、10ページから13ページの集計表のとおりになっております。玉名市長から意見を求めら

れております。

13ページをお願いいたします。

今回、所有権移転が7件で31,143㎡、利用権設定が12件、44,157㎡、合計が19件の75,300㎡の集積となっています。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしているものと考えて御提案します。御審議をよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたがけれども、先ほど私、27件と言いましたけれども19件だそうです。皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第46号農用地利用集積計画の決定について、19件、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第46号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第47号空き家に付随する農地の指定についてを議題といたします。件数は2件です。事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。議案14ページをお願いします。

議第47号空き家に付随する農地の指定について説明します。農地法第3条第2項第5号に係る空き家に付随する農地指定申請について別段の面積を設定し指定するものとする。令和4年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、熊本市西区の申請人が所有する北坂門田の空き家に隣接する農地で、申請物件は北坂門田の畑474㎡です。申請理由は空き家の宅地部分を通らなければ奥の農地へ入ることができず、空き家に付随する農地の指定を受け、空き家とともに売買したいということです。

2番、福岡市南区の申請人が所有する岱明町三崎の空き家に隣接する農地で、申請物件は玉名市岱明町三崎の畑1,295㎡です。申請理由は、空き家の宅地部分を通らなければ奥の農地へ入ることができず、空き家に付随する農地の指定を受け、空き家とともに売買したいということです。

以上2件、合計1,769㎡につきまして、申請理由をもとに審査した結果、いずれも不都合がないものと判断し、御提案いたします。9月1日または2日に地元委員同道の上、現地調査も行っておりますので、御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。空き家に付随する農地について説明します。

9月2日に農業委員、推進委員で現地調査を行いました。申請物件は玉東町の東部環境センターから西へ1.2kmの位置にあります北坂門田の畑474㎡、申請地は集落の中にある畑地で、日照も良好で、草刈り等をして農地の管理をされており、荒廃もなく、空き家の宅地部分を通らないと奥の農地へ入ることができないことから、空き家とともに売買したいということで申請されています。地域の農家への影響等、何ら支障を来すことのないことを確認し、空き家に付随した農地として指定することに何ら問題ないかと思えます。皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。2番の空き家に付随する農地について説明します。

9月1日に農業委員、推進委員で現地調査を行いました。申請物件は大野下駅から北へ2km、睦合小学校から南西へ1キロあたりにあります。岱明町三崎の畑1,295㎡です。申請地は睦合住宅の奥にある場所で、日照りも良好で、草刈り等をして農地の管理をされており、荒廃もなく、空き家の宅地部分を通らなければ奥の農地に入ることができないことから、空き家とともに売買したいということで申請されています。地域の農家の効率的、総合的な事業の確保に支障を来すこともないことを確認し、空き家に付随した農地として指定することに何ら問題ないと思えます。

皆様の御審議のほどをよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

ただいま空き家に付随する農地について委員の説明が終わりましたが、皆様のほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移らせていただきます。

議第47号空き家に付随する農地の指定について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、

議第47号につきましては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第25号農地の形状変更届について、報告第26号許可不要転用届について、この3件を事務局より報告をお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。議案の15ページをお願いいたします。

報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について報告します。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、15ページから17ページの7件、合計20,347㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

報告第25号農地の形状変更届について報告いたします。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和4年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、3件、合計3,219㎡の形状変更届を受理しております。3件とも50cmから80cmの盛土により、根菜畑として利用されるそうです。

19ページをお願いいたします。

報告第26号許可不要転用届について報告します。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和4年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、893㎡のうち2.25㎡の携帯電話無線基地局設置のため、許可不要転用届出を受理しております。これは認定電気通信事業者が中継基地の設置に必要な敷地に転用する場合、許可不要とされている農地法施行規則第53条第1項第14号の規定によるものです。先ほどの黄色いマーカーがありました資料を御覧いただくとそちらに掲載があります。参考にしてください。

以上、御報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで、本日予定の議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きましてその他のほうに移りたいと思います。その他につきまして皆さんのほうから何かありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければちょっと私のほうから1点。すみません、前回全国農業新聞について講読のほうをお願いをしましたところですが、重ねてお願いをします。よかったら講読につきまして御協力をいただければなと思いますのでよろしくをお願いします。

ほかに何か皆さんから何もなければ。事務局からありませんか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（下川 安君） では、なければ、これをもちまして令和4年第9回農業委員会総会を閉会させていただきます。慎重なる御審議、誠にありがとうございました。御苦労さまでした。終わります。

-----○-----

閉 会 午後3時7分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年9月5日

玉名市農業委員会会長          下川    安

農   業   委   員                      西本   賢二郎

農   業   委   員                      中島   浩輔